

テーマ：「所得税の基礎控除額等の増減」

今回は平成 30 年度税制改正により、多くの方が影響を受ける基礎控除の引き上げと給与所得控除の引き下げについてご紹介します。

1. 基礎控除の引き上げ

これまで一律 38 万円控除されていましたが、今年度から合計所得によって控除額が変わります。合計所得が 2,400 万円以下の方は 48 万円に引き上げられますが、2,400 万円を超える方は控除額が段階的に引き下げられ、2,500 万円を超えると基礎控除がなくなります。

合計所得金額	基礎控除の額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		控除なし

2. 給与所得控除の引き下げ

給与所得控除は、一律 10 万円下がる一方、上限額が 25 万円引き下げられ 195 万円となります。

給与等の収入金額	給与所得控除金額	
	2019 年度分	2020 年度分以降
162.5 万円以下	65 万円	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋18 万円	収入金額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋54 万円	収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋120 万円	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円（上限額）
1,000 万円超	220 万円（上限額）	

給与による年収が 850 万円以下の方の税負担は、基礎控除の引き上げ額が給与所得控除の引き下げ額と同額のため 2019 年度と変わりませんが、850 万円を超える方の税負担は、給与所得控除の引き下げ額の方が多くなるため増えることになります。